

平成30年3月7日

国家資格「公認心理師」カリキュラム 平成30年度より本学大学院においてスタート

心理専門職が国家資格となる「公認心理師法」が平成29年9月より施行されたことに伴い、本学大学院人間発達文化研究科学校臨床心理専攻臨床心理領域において、これに対応するカリキュラムが平成30年度より開始されますので、ご報告いたします。

公認心理師とは：病院・クリニック等の医療機関，児童相談所・児童養護施設等福祉機関，精神保健福祉センター・保健所等保健機関，家庭裁判所・少年鑑別所・更生保護機関，学校（スクールカウンセラー）等教育機関，自衛隊等といった多様な専門機関で働く心理専門職や地方自治体や企業のメンタルヘルス関連業務に就くために必要な国家資格（基礎的資格）です。

特に，福島県においては，復興支援を担う心理専門職，心理支援関連職の養成は，喫緊の課題です。県内の専門機関への心理専門職の供給，スクールカウンセラーの養成，そして，不登校・いじめ・自殺・非行問題等に対応できる専門機関との連携能力を備えた心理専門職である「公認心理師」の育成が必要となります。

公認心理師の資格取得については別紙1のとおりです。

公認心理師カリキュラム：A.心理実践科目として，1）保健医療分野，2）福祉分野，3）教育分野，4）司法・犯罪分野，5）産業労働分野，6）心理アセスメント，7）心理支援，8）家族関係・集団・地域社会，9）心の健康教育の各分野・領域における理論と支援の展開という科目が大学院で必要とされています（別紙2参照）。

さらに，B.450時間以上の心理実践実習が必要であり，本大学院では，福島県立医科大学附属病院ほか10か所の医療，福祉，司法・犯罪分野に関する実習施設を準備しています（別紙3参照）。

（お問い合わせ先）

人間発達文化研究科教授 生島 浩

電話：024-548-5172

メールアドレス：shojima@educ.fukushima-u.ac.jp

教務課人間発達文化学類担当（事務室）

電話：024-548-8106

メールアドレス：k-ningen@adb.fukushima-u.ac.jp